

サンプルのはずが意図せぬ定期購入に



別の商品やサンプル等を勧められ承諾したら、そちらが主契約の定期購入になっていた！



新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際、『目に良いサプリメントのサンプルを送る』と言われた。

後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3,000円と記載されていた。

その後2ヵ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。（80歳代）

トラブル防止のポイント

たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

商品到着後は、明細書などで定期購入になっていないか確認することが大切です。



意図せず定期購入になっていたら、
すぐに販売業者に申込んでいい事を伝えましょう。

困ったときは、江南市消費生活センターに
ご相談ください。(0587-53-0505)

お使いの製品
リコール対象製品では
ありませんか？

ヒーター から発火！

【事例】

台所に置いていたヒーターから火が出た。水を掛けて火を消したが、ヒーターを外に出そうとした際に、やけどや擦り傷を負った。購入した家電量販店に連絡し調べてもらったところ、そのヒーターがリコール対象製品であることが分かった。（80歳代）

トラブル防止のポイント

製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。

リコール対象製品の使用を続けると、火災やけがなどの事故につながる危険性があります。

消費者庁の「リコール情報サイト」などを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。

メーカーが、所有者登録サービスを実施している場合があります。このサービスでは、リコールなどの安全情報を受け取ることができるので、利用するとよいでしょう。

事業者と連絡が取れないなど、困ったときは
江南市消費生活センターへご相談ください。

江南市消費生活センター

【電話】 0587-53-0505

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
9～12時、13時～16時

【場所】 江南市役所西分庁舎1階（赤童子町大堀99）